

中国風険消息＜中国関連リスク情報＞9月号

※中国語で「風険」はリスク、「消息」は情報・ニュースの意味です。

<2013 No.5>

「中国風険消息＜中国関連リスク情報＞」は、中国に拠点をお持ちの企業の皆様にお届けするリスク情報誌です。中国における種々のリスク(火災等の事故、自然災害、法令違反、情報漏えい、労務リスク等)について、時節に応じた話題や、社会の関心が高いピックを取り上げて解説しています。

在中国の各種邦人犯罪について

～ 出入国管理関連法令の改正に伴う注意点と売買春に関する注意喚起 ～

はじめに

図1は2009～2011年にかけてアジア地域で発生した邦人による犯罪の累計件数を表したものです。そのうち、企業の管理不備等によって起こりがちな「出入国・査証関係犯罪」や、行き過ぎた接待や海外生活の開放感等によって起こりがちな「売買春」は、「傷害・暴行」、「麻薬」、「詐欺」等と比べ、より一層留意が必要な違法行為と言えます。また、これらの犯罪を引き起こした企業はコンプライアンス上問題のある組織だとのレッテルを貼られ、風評等への悪影響が及ぶ可能性も十分に想定されます。そこで本稿では「出入国・査証関係犯罪」、「売買春」のリスクについて解説します。また罰則の中でもイメージのわきにくい拘留所の実態をあわせて紹介します。

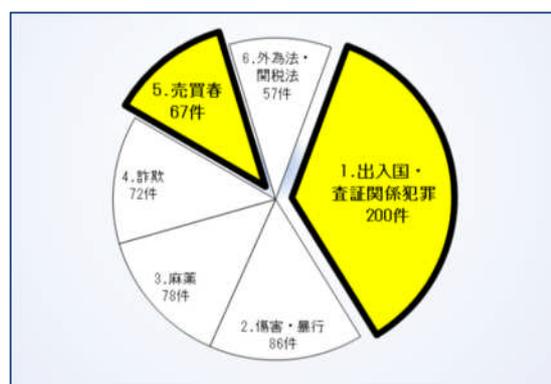


図1：外務省「事故・災害・事件等統計表【アジア地域】(2009～2011)を元に作成 ※在外公館届出ベース

1. 出入国・査証関係犯罪

1.1 不法滞在・不法就労・不法雇用の背景

不法滞在については、故意の場合を除き、管理不備等によるオーバーステイが主な原因と考えられます。人事部が外国人従業員のビザ・パスポート等を一括管理しているケース、あるいは各人で管理しているケース等、企業によって管理方法は異なりますが、失念、誤解といった人的ミスを中心に回避することは困難です。当局からの更新通知がないこと、更新手続の申請時期が早すぎると受理されないことなども人的ミスを招く原因となっています。

不法就労・不法雇用については、人事部等の体制が十分でない小規模企業等で散見され、就労ビザ取得の難しさがその理由として挙げられます。巨大市場として期待される中国において人材確保は重要な経営課題と言えますが、特に北京や上海といった大都市では就労ビザ取得に係わる規定運用が厳格化しており、職歴や経験のない求職者等に就労ビザが発行されないケースが増えています。就労ビザの取得条件を満たす人材を雇おうとしても、小規模企業等では人材が集まらない場合も多く、やむなく就労ビザを取得せず、不法に雇用を行うケースが見受けられます。なお、出入国・査証関係犯罪を管轄する公安出入国管理部門の主要業務は事務手続であり、違法行為の取り締まりについては人手不足と言われています。そのため、「通報されなければ大丈夫」、「通報されても当局は動かない」と高を括っている不法雇用者・不法就労者が見受けられます。

1.2 出入国関連法令の改正

中国の出入国関連法令として重要な出入国管理法及び出入国管理条例が今般それぞれ改正され、前

者は2013年7月1日から、後者は2013年9月1日から施行されます。今回の改正では罰金の高額化、居留証申請時の指紋取得、不法入国者・不法就労者・不法滞在者の通報の義務化、不法雇用者の責任明確化等がなされました（主要変更点については図2参照）。

1.3 企業としての対応策

1.3.1 ビザ・パスポート等の管理

ビザ・パスポート等については人事部や専任担当者等が一括管理するようにする一方、任せきりにせず、各自留意するようにします。それに加え、更新時期が近づくとアラートがでるような仕組み等を整え、より確実なチェック体制を構築することが望ましいでしょう。

1.3.2 出入国関連法令改正に対する対応

改正による変更点を理解し、業務に対する影響等を十分に検討・把握した上、従業員への説明及び注意喚起を行うことが必要です。

なお今回の改正で業務遂行に特に影響を及ぼす恐れのある変更点としては、ビザの延長手続所要日数が7営業日、居留証の延長手続所要日数が15営業日となり、5営業日程度であった従来よりも長くなったことが挙げられます。同手続中はパスポート・居留証を出入国管理局に預け、中国国内出張等については当該手続時に追加申請して受領する控え（参照：図3）を使用して航空機等搭乗手続き・ホテル宿泊登記等をすることになりますが、国政に係わる重要行事開催期間等、当局管理が厳しくなる時期に同書類での手続きを拒否されたケースもあるため、宿泊・航空機移動を伴う出張手配には今まで以上に注意が必要です。

旧法規定	新法規定
出生届	
出生後1か月以内の届出	60日以内の届出
罰則：なし	罰則：「警告」、「警告かつ2,000元以下の罰金」
死亡届	
3日以内の届出	期日規定なし
罰則：なし	罰則：「警告」、「警告かつ2,000元以下の罰金」
外泊届出	
都市部24時間以内、農村部72時間以内	24時間以内
罰則：「警告」、「50元以上500元以下の罰金」	罰則：「警告」、「警告かつ2,000元以下の罰金」
居留証登記事項変更届出	
10日以内の届出	変更発生日から10日以内の届出
罰則：「警告」、「500元以下の罰金」、「情状が重い場合、出国命令」	罰則：「警告」、「警告かつ2,000元以下の罰金」
パスポート・居留証携帯義務	
携帯義務あり	携帯義務あり
罰則：「警告」、「500元以下の罰金」、「情状が重い場合、出国命令」	罰則：規定なし
停留期限延長の申請期限	
期日前	停留証有効期限7日前
居留証期限延長の申請期限	
期日前	居留証有効期限30日前
ビザ延長・変更・再発行、停留証発行手続時間	
規定なし（運用5営業日程度）	7営業日
居留証発行・延長・変更・再発行手続時間	
規定なし（運用5営業日程度）	15営業日
不法就労	
罰則：「就労終了の上、1,000元以下の罰金」、「情状が重い場合、出国命令」	罰則：「5,000元以上20,000元以下の罰金」、「情状が重い場合、5日以上15日以下の罰金、かつ5,000元以上20,000元以下の罰金」「情状により、出国命令または強制退去」
不法雇用	
罰則：「雇用終了の上、5,000元以上50,000元以下の罰金、かつ不法就労者の出国費用を全額負担。」	罰則：「不法雇用1人につき10,000元の罰金（総額100,000元以下）、違法所得の没収。」
不法滞在	
罰則：「警告」、「不法滞在1日につき500元の罰金（総額5,000元以内）」、「3日以上10日以下の拘留」、「情状が重い場合、出国命令」	罰則：「警告」、「情状が重い場合、不法滞在1日につき500元の罰金（総額10,000元以内）、または5日以上15日以下の拘留」、「情状により、出国命令または強制退去」

図2：『中華人民共和国出境入境管理法』、『中華人民共和国外国人入境出境管理条例』の主要変更点（筆者作成）

RECEIPT	
注：请申请人仔细核对下列内容。如有异议，请及时提出。 NOTES: APPLICANTS SHOULD CHECK THE FOLLOWING DETAILS CAREFULLY. ANY DISCREPANCY SHOULD BE RAISED IN TIME.	
英文姓 Surname	英文名 Given Name
出生日期 Date of Birth	国籍 Nationality
护照号码 Passport No.	申请类别 Application Type
入境次数 Entry(s)	有效期限 Expiry Date
拟收费用 Fee	取证日期 Collection Date
取证地点 Collection Option	速递公司
收取证件 Document Received	护照, 就业证
受理人 Received by	受理日期 Received on
	2013年02月21日

図3：「出入境管理局簽證居留許可自助弁証凭單」

2. 売買春

「マッサージ屋に行ったら部屋の外から警官が中の様子を伺ってきて焦ったよ。」

「〇〇さん、買春でつかまって拘留所にいるんだって。しばらく連絡取れないみたい。」

「〇〇社の出張者がホテルに女性を呼んで、現行犯で捕まったらしい」。

中国滞在者の間では時折こうした噂話を耳にします。しかし情報として把握していてもどこか他人事のように考え、自らは大丈夫、自社では起こるはずもないとリスクを正面から見ようとしないケースが少なくないように見受けられます。特に出張者は海外での開放感や認識不足から、リスクを過小評価し羽目をはずしがちで、これがエスカレートして部屋に売春を業としている女性を迎え入れたり、マッサージの出張サービスにおいて性的サービスを受けたりするケースも報告されています。

中国においても売買春は法律（中華人民共和国治安管理処罰法）で禁じられていますが、一部のサウナ（公衆浴場）・理髪店・マッサージ・KTV（ホステスによる接客サービス付きのカラオケスナック）といった娯楽施設における追加サービスや裏メニューとして売買春が行われているのが実態です。また客引きの方法も、ホテル客室への電話勧誘・路上客引き・空港タクシー乗り場でのチラシ配布、インターネット上の宣伝等、様々です。在中国の日本国大使館・領事館からも毎年のように買春に関する注意喚起が出され、中には買春の交渉をただけで拘留されるケースもあると報告されています。

2.1 想定されるリスク

買春については、主に「行政処罰」、「犯罪被害」、「情報漏えい」、「信用喪失」、「感染症」の5つのリスクが想定されます：

2.1.1 行政処罰

売買春は公安が管轄しており、摘発されれば行政処罰が科されます。罰金は5,000元以下と、特段厳しいものではないかもしれませんが、最大で15日間拘留される可能性があり、業務への影響は避けられません。また国外強制退去処分となる可能性もあり、その場合には10年間に渡って再入国が禁止され、中国での業務復帰はほぼ不可能となります。

2.1.2 犯罪被害

売春のような非合法活動は暴力団とのつながりがつきものであり、買春時のトラブルから暴行や恐喝といった被害を招くことも想定されます。連絡先を知られれば後々まで恐喝の対象となり得ます。ある従業員が暴力団から恐喝を受け、公安に相談したものの取り合ってもらえず、別の暴力団に解決を依頼したという事例もあるようです。この事例では結果として当初の恐喝問題は解決したものの、解決を依頼した暴力団から雇用や物資購買の要求が出されるなど、所属組織まで巻き込んで泥沼に陥る事態となりました。買春は被害の連鎖を招き、リスクが加速度的に拡大する恐れがあります。

2.1.3 情報漏えい

KTV等では情報漏えいを引き起こすハニートラップのリスクも存在します。ハニートラップとは、主に重要情報の取得を目的として、女性（男性）が色仕掛けによってターゲットの人物を懐柔するか、これを相手の弱みとして脅迫する行為を指します。中国においても過去に複数の被害案件が発生しており、研究開発情報、営業秘密といった企業の機密情報がターゲットにされることが想定されます。対策としては従業員の行動把握・モラル向上や、機密情報のアクセス制限・トレーサビリティといった情報セキュリティの確立が求められます。

なお、ハニートラップを仕掛けてくる女性（男性）の身元は、何らかの組織に所属しミッションを持って行動しているプロの場合や、報酬目当てに副業として情報を提供する一般人であると言われていています。なお、KTV等のハニートラップを実施しやすい環境にある女性が、別件（売春等）で公安に摘発され、その際に無罪放免と引き換えに情報の収集・提供を要求されるというケースもあるようです。

2.1.4 信用喪失

拘留・国外強制退去等により、職場での信用喪失や家庭の崩壊につながる可能性も考えられます。過去に、出張者が拘留され、いつまでたっても帰宅しない夫を案じた妻が会社に問い合わせた結果、事実を知ることになったケースもあります。噂や報道等によって社員の買春処罰等が公になれば、対外的な業務取引にも影響が生じ、またモラルが低く、コンプライアンス上問題のある企業だとみなされ、信用・評判の失墜は避けられないでしょう。

2.1.5 感染症

上海及び北京における売買春者の性病感染状況調査（参照：図4）によると、売買春者は高い確率で性病（HIVを含む）に感染しており、感染症リスクは高いと言えます。なお改正前出入国関連法令ではHIV感染者は入国拒否・出国命令要件となっていました。改正後には「公衆衛生に重大な危害をもたらす感染症」という表現に変更されました。明言はされていないものの、HIVに感染した場合にはその後の中国入国・滞在が困難になると予想されます。

調査地	性別	淋病		梅毒		HIV	
		感染者数	感染率	感染者数	感染率	感染者数	感染率
上海	女性	340人	9.30%	332人	9.10%	データなし	データなし
	男性	69人	3.40%	59人	2.90%	データなし	データなし
北京	女性	119人	7.87%	73人	4.83%	11人	0.73%
	男性	21人	2.09%	17人	1.69%	1人	0.10%

※上海における5,701人（女性3,668人、男性2,033人）の売買春者に対する調査（2005年）
※北京における2,517人（女性1,512人、男性1,005人）の売買春者に対する調査（2001～2004年累計）

図4：上海及び北京における売買春者性病感染状況
出典番号（巻末）：(2)、(3) / 出典を元に筆者作成

2.2 買春斡旋について

接待や出張者向けアテンド等、本人が買春を行っていないとしても、買春斡旋として処罰されることにも注意が必要です。罰則は「10日以上15日以下の拘留、かつ5,000元以下の罰金」、「情状が軽い場合、5日以下の拘留または500元以下の罰金」（治安管理法第67条）となっています。

2.3 違法な取り締まりの問題

一部の警官はノルマ達成や私的利益のために違法な取り締まりを行うことがあります。例えば実際には買春をしていないにも関わらず、買春の肯定を強要してくるケース（参照：事例）や、公安と売春店が結託しており、警官が摘発を装って現れ、罰金と称して私的利益をむさぼる「買春釣り」のようなケースです。違法行為をした場合には、罪悪感からこうした違法な取り締まりに対し毅然と対応することが難しく、泣き寝入りになることが多いようです。

過去に正規マッサージで利用した出張マッサージ店が、性的サービスの提供で摘発されたところ、顧客リストから情報を得た公安から出頭命令を受けた。性的サービスを利用していないことを説明するも、捜査官は取り合わず、「マッサージ師の某々が白状している」「罰金を払って、改めさえすれば帰れる」「職場や奥さんに知られたら大変じゃないのか」などとプレッシャーをかけられ、買春を認めるよう執拗に迫られた。罰金だけならばとやむなく認めると、ただちに罰金を支払うよう命令された上、10日間の拘留処分となり、職場・家庭にも買春が通知された。拘留が終了して職場に戻ると、既に後任者が着任していた――。

事例：買春に係わる違法な取り締まり
出典番号（巻末）：(5) / 出典を元に筆者作成

2.4 企業としての対応策

買春は犯罪行為であり、各種の重大な損害を招く恐れがあること、社会的制裁を受ける可能性があること等を会社として改めて認識した上、従業員・出張者にはコンプライアンスに基づく行動を周知・徹底することが求められます。特に新規赴任者や出張者については、渡航前や赴任直後の研修を行い、さらに社内定例会議等での情報共有や、実態把握・相互監視等を実施し、組織的な抑止体制を構築することが必要と考えられます。

3. 拘留所の実態

拘留所（≡日本で言う拘置所）の実態について、中国人の拘留体験談や論文等《参照：出典番号（6）》をまとめました。通常、拘留は最長でも20日ですが、被拘留者同士の厳しい上下関係や、刑務官や被拘留者による暴力等が発生する場合があります。なお外国人も区別されず収容されます。

○拘留所での生活と被拘留者の体験談（参照：図5）

拘留所では刑務所と異なり労働は行いませんが、教育指導や、何らかの活動はあるようです。

拘留経験者は多くが自由の束縛、無為な生活の辛さを語っています。なお、売店があり、タバコ等の嗜好品の購入も可能な環境の整った拘留所もある一方で、暴力が深刻な問題になっている拘留所もあります。

拘留所の生活例	被拘留者の体験談
6:00 起床	耐えられない。ここでは1日か1年のようだ。外界と隔絶している。
6:30 朝食（白米+大根の漬物）～活動	
9:00 衛生検査	半月の間、仕事はできない、外と連絡は取れない、タバコは吸えない、酒は飲めない、服は自分で手洗い、家族の訪問時間は限られている、差し入れ禁止…。一番辛いのは、この虚しさだ。
11:00 昼食（白米+薄味のスープ）～昼寝可	
13:00 活動	毎朝起きるたび、何をすればいいのか悩む。
16:00 テレビ放映（教育テレビ）	
17:00 夕食（白米+薄味のスープ）～自由時間（テレビは20時まで放映）	大切な面談がバーだ。
※拘留所によっては食事のオプションでおかず等を追加購入可能な場合あり	
裏には出張だと行ってごまかしてある。	

図5：拘留所における生活例と拘留体験者談調査により筆者作成

○拘留所における暴力

拘留所における暴力は刑務官によるものと、被拘留者によるものがあり、殴打・体罰・虐待の3種類

（参照：図6）があります。暴力の結果として障害や死亡に至ることもあります。

殴打	体罰	虐待
殴る蹴る ムチや棍棒、スタンバトン等で殴打	他の被拘留者に命令して懲罰を加える 長時間同じ姿勢を取らせる 風雨にさらす 縛り付ける	侮辱・暴言 凍えさせる 食事を与えない 陰惨なゲームにより苦痛を与える 病気の場合に必要な治療を施さない

※スタンバトン：電流が流れる特殊警棒

図6：拘留所における暴力
出典番号（巻末）：(6) / 出典を元に筆者作成

○拘留所で暴力が発生する原因

『過剰拘留所暴力と拘留所体制改革研究』（曹翠瑤）によると、拘留所での暴力が発生する主な原因を以下のようにまとめることができます。

<被拘留者の問題>

○資源の争い

資源に限られた一部の拘留所では日光までも貴重資源となり、また定員オーバーのために睡眠場所すら確保できず、ローテーションで眠らざるを得ない場合もあります。このため、資源を求めた争いが発生します。

○暇つぶし

暇を持て余した被拘留者が他人を弄ぶことがあります。これは暴力を伴うこともあり、新人や弱者が犠牲になりがちです。深刻な場合には障害、死亡にいたることもあります。

<管理上の問題>

○定員オーバー・刑務官の不足

取り締まり強化の時期には定員オーバーになりがちで、刑務官も不足しています。300人の被拘留者に対しわずか10人の刑務官で対応する場合もあり、暴力により被拘留者を統制することがあります。

○刑事事件容疑者との同居

刑事事件容疑者が行政処罰被拘留者と一緒に拘留されることがあり、管理上の問題となっています。

< 拘留所の体制の問題 >

○ 第三者チェックの欠如

拘留所の運営に対する第三者機関によるチェックの仕組みがなく、また刑務官に対する懲罰が機能していないことにより、刑務官の不正が見逃されがちです。

< 刑務官の問題 >

○ 資質の低さ

資質の低い刑務官は暴力によって被拘留者を統制することがあります。またこうした刑務官は人権意識が希薄であり、被拘留者への暴力は因果応報であるとも考えられます。

○ 刑務官の不正

一部の刑務官は被拘留者に「保護」を与える見返りとして金銭を要求し、従わなければ嫌がらせをしたり、暴力を振るったりすることがあります。また被拘留者の依頼により他の被拘留者に危害を加える刑務官もいます。

おわりに

本稿では、邦人犯罪に焦点を当て、出入国・査証関係犯罪、売買春、拘留所の実態を紹介してきました。各企業におかれては出入国関連法令改正後の各種対応及び従業員・出張者への注意喚起、行動内容の把握等を実施されることをおすすめします。本稿が中国に進出している日系企業の皆様にお役に立ちましたら幸いです。

以 上

執筆：インターリスク上海 コンサルティング部 間仁田 聡

○ 参考文献・ウェブサイト及び出典番号

■ 1. 出入国・査証関係犯罪

(1) 『深化改革我国出入境管理体制-对新出入境管理法的浅見-』 黄晟 (2013)

■ 2. 1. 5 感染症

(2) 『上海地区売淫嫖娼人員性病発病状況調査与分析』 張毅、吳瑞華 (2007)

(3) 『2517 例売淫嫖娼人員性傳播感染流行病学調查分析』 李東亮、丁海峰、羅鳳基 (2006)

■ 2. 3 違法な取り締まりの問題

(4) 『警察濫用罰款權的社会危害及其防範-以“釣魚抓嫖”事件為標書对象』 孟臥傑、黎慈 (2013)

(5) 『“嫖娼者” 状告公安勝訴』 顏亜萍 (2010)

■ 3. 拘留所の実態

(6) 『遏制拘留所暴力与拘留所体制改革研究』 曹翠瑤 (2011)

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントに関する調査研究およびコンサルティングを行う専門会社です。中国進出企業さま向けのコンサルティング・セミナー等についてのお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

(株)インターリスク総研 コンサルティング第二部

TEL.03-5296-8918 <http://www.irric.co.jp/>

瑛得管理諮詢（上海）は、中国 上海に設立されたMS & ADインシュアランスグループに属するリスクマネジメント会社であり、お客様の工場・倉庫等へのリスク調査や、BCP策定等の各種リスクコンサルティングサービスを提供させて頂いております。お問い合わせ・お申し込み等は、下記の弊社お問い合わせ先までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

瑛得管理諮詢（上海）有限公司（日本語表記：インターリスク上海）

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号 恒生銀行大廈 14 楼 23 室

TEL:+86-(0)21-6841-0611（代表）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々および読者の方々が所属する組織のリスクマネジメントの取組みに役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2013